



やってみよう！ ふるさと納税



前回の FP 通信では、ふるさと納税は資産を地域に投資し、地域復興に貢献する新しい形の資産運用であることをお伝えできたと思います。ですが、ふるさと納税を利用して資産をうまく運用していくにあたり、前回の FP 通信で取り上げている、ふるさと納税を行うにあたっての①～③についてお伝えできたらいいなと思います。

【こっそり納税の流れ】

1 寄付金控除額の上限を調べる

「ふるさと納税」で控除される金額は、①年収や家族構成によって異なり、控除上限額を超えると自己負担額が増えるため事前に調べたり、シミュレーションをおこなったりして、適切な方法・適切な金額を考えましょう。

2 寄付する自治体を決めて申し込む ふるさと納税は好きな地域に取めることができます

②申込・納付・申請方法については、各自治体によって異なります。自治体のホームページ等でご確認いただくか、直接各自治体にご確認ください。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象ではない方及びふるさと納税ワンストップ特例を申請しない方の場合】

選んだ自治体にふるさと納税を行うと、**確定申告に必要な寄附を証明する書類（受領書）が発行されますので、大切に保管**してください。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請する方の場合】

ふるさと納税を行う際に、ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出してください。

③利用条件

ふるさと納税の寄付先が5つ以下の場合、
確定申告不要でふるさと納税ができる制度

※ふるさと納税以外で確定申告が不要な場合

3 返礼品と寄付金受領証明書が届く

4 寄付金控除の手続きを行う

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に**確定申告**を行う必要があります。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象ではない方及びふるさと納税ワンストップ特例を申請しない方の場合】

確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税から控除されます。源泉徴収等で既に納めている所得税がある場合は還付されることがありますが、還付される金額は、ふるさと納税を行った方の収入や、他の控除等の状況によります。所得税からの控除に加えて、**ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が減額**される形で控除されます。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請する方の場合】

所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った**翌年度の住民税の減額**という形で控除されます。

寄付金控除額が正しかったのかを確認し、金額が一致しない場合は、上限を超えてしまった・手続き漏れの可能性があります。税務署にお問い合わせみましょう。

【宮下の視点】

ふるさと納税を行うメリットを考え、これらの手順を手間ととらえるかは人それぞれですが、資産を増やしていく一つの手立てであることに間違いはありません。ふるさと納税をおこなうメリットがある方は、積極的にふるさと納税をとり入れていくべきだと考えます。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 15 階

TEL : 03-6258-1131 FAX : 03-6258-1132 URL : <http://free-peace.co.jp>

2011年4月より活動を開始し、皆様のお陰で現在では年間組を超える住宅購入相談実績をもつ企業に成長致しました。今後もお客様をサポートする最良のパートナーである事を約束します！！